

報にある工事名や指名された4業者名が同じことから、町としても談合情報として取り扱うことし、指名審査委員会で対応することとしました。

8月26日、指名審査委員会を開催し、指名業者名など基本的に指名された業者以外に知り得ない情報も含まれていると判断し、入札の延期と、事実確認のため指名業者からの事情聴取を決め、事情聴取後に再度指名委員会で検討することとしました。

8月27日、秋田魁新聞に談合情報の記事が掲載され、翌28日には北羽新聞にも掲載されております。

8月28日、指名業者から事情聴取を行いました。事情聴取では4業者とも談合を否定しております。

8月29日、指名審査委員会を開催し、事情聴取内容や寄せられた談合情報を検討した結果、談合の事実は確認できないものの公正な入札の確保ができないと判断し、延期とした入札を中止とすることとしたものです。

町では、寄せられた談合情報や事情聴取内容、指名審査委員会での結論について公正取引委員会に報告しております。

なお、この工事は八森地区統合子ども園整備事業の一つで、他工事と関連することや工期確保の必要があることから早急に発注しなければならないと判断し、今回指名されていた4業者に加え、県外業者で県内に支店や営業所のある業者を追加指名し、9月17日に入札することとしたところです。

2点目の「地元業者ができない特殊工事を指名競争入札とした理由は」についてですが、町では建設工事を発注する場合は、その工事の種類や規模、特殊性、完成後のメンテナンスなどを考慮しながらそれらに対応できる町内業者を優先し、町内に対応できる業者がない場合、あるいは少ない時は、能代山本管内の業者あるいは県内業者、それでも対応できる業者がない時は県内に支店や営業所を置く大手の業者と範囲を広げながら業者を選定し、原則として指名競争入札としております。

今回の地中熱ヒートポンプ設備工事についても同様の考え方から業者を選定し、指名競争入札としたものです。

なお、指名競争入札以外に一般競争入札や随意契約があります。また、工事によっては、総合評価落札方式、条件付き一般競争入札、特定建設工事共同企業体方式の方法もあるわけですが、どれを採用するかについては発注する工事内容や特殊性などを考慮しながら個々に判断していかなければならないと考えております。

3点目の「建設工事等予定価格事前公表要領による見積内訳明細書の提出のタイミングはいつなのか」についてですが、1回目の入札の際、入札参加全業者から見積内訳書を提出いただき、それぞれの入札金額と突合しております。

4点目の「入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、公正入札調査委員会等の設置の考えは」についてですが、国の例を見ますと、入札談合に関する情報があった場合、公正入札調査委員会が調査審議するのは、公正取引委員会への通報・事情聴取の実施・入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応、その他入札の公正な執行を妨げる恐れのある場合の対応となっております。

本町の発注する工事に談合情報があった場合には、基本的に町の談合情報対応マニュアルに従った対応をすることになり、マニュアルでは国の公正入札調査委員会で行っているような調査審議については指名審査委員会で行うこととしております。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 休憩いたします。

午前10時57分 休 憩

.....
午前11時06分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

9番議員、1問目の水道事業の安定化施策についての再質問ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） まず1点目の再質問でありますけども、この水道事業、うちの方はですね簡易水道ということになっているわけですが、普通、企業的に考えてみた場合、例えば水の供給単価とかですね給水原価、もしくはそれ以外には資本単価などを計算して、それらを参考にしてどのぐらいの設備投資に対して何年で元とれるかというふうな計算をして、その水道料金等決めるのが企業的な考えだと思うわけですが、ところが八峰町の場合はあまりにも人口が少ないので、それにはなじまないと思うわけですが、それにしてもいずれ町長の答弁で5年後には水道料金の見直し、当然人口が減っていくわけですから見直しして上がっていくことは間違いのないと思うわけですが、上がる際には当然その辺の数的なデータをちゃんと示してですね、上げていかざるを得ないと思いますし、それをちゃんと提示というか情報開示することが必要なんではないかなと。今まで水道に関してのそういうふうなデータの提示というものが何もないよう

な気がしております。もしあったらですね、その辺は提供していただきたいと思うわけです。

もう1点はですね、今回は観海地区の水道の整備でありますけども、この設備が八森地区と岩館地区にもある。それを一本にまとめてしまってもよいのではないかなど。簡易水道の条件というのは、たぶん、確か5,000人以下であればいいというふうなことがあるようで、3地区合わせても5,000人の人口に満たない給水人口だろうと。そうすれば、その施設整備を一本にすることによって経費の効率化とか等が図られるのではないかなどというふうに思うわけです。

あともう1点について、施設の管理体制の問題ですが、先ほど町内の施設業者にそれなりをお願いをしているということでありまして、私はですね、先日町長報告にあったように災害協定みたいなものをいろんな関係機関と結んでいるというふうなことの報告がありましたけども、今回この水に関してもですね災害協定みたいな形での契約というか協定を結んでいるのかどうか。そういうふうなものが存在しているのであればそれでいいわけですが、その辺の状況はどうなっているのか質問したいと思います。

○議長（須藤正人君） 1問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず料金改定の際には、結局その改定する理由、その根拠となったものについては公開をしておりますので、この次また5年後に検討しなさいという平成21年当時の委員会の具申がありましたので、それに基づきながら今5年経過した中で全部見直しをかけて料金体系を決めるわけですけども、その際には改めてその根拠になったものは示したいというふうに思って、前もそういう料金改定の際には示しております。

それから、議員がおっしゃるように確かに料金決める際ですね、企業であればもう設備投資したお金を全部料金転嫁をしながらやるという、これは普通でありますけども、ただ、今、町の場合は確かにこの施設建てる場合でも補助事業を使ったり、あるいはまたいろんな債権を使っているわけですけども、それに後では交付税参入になるとか様々なものもありますので、そういった純然たる企業とは違う扱いで料金計算の基礎には成り立っているわけですけども、いずれにしても、そうはいっても将来的にですね、そういった維持がちゃんとできるような料金体系でなければ、当然一般財源から持ち出しをしながら運営しなきゃならないということになりますので、そこら辺のかみ合わせとかについて、先ほど申し上げた経済情勢、社会情勢を含めながら総合的に判断をして料金を決めていきたいというのはそういうことでありまして、ご理解をしていただきたいな

と思っています。

それから、観海と岩館は一本にした方が効率的でいいんじゃないかという話もされましたけども、ただ、今、真瀬川から取水するだけで、そこだけで例えば岩館の方まで含めて賄いきれるだけの量があるかという、なかなか大変な状態もあるだろうと思います。それからまた、この後の設備関係の経費であるとかそういうものも含めながら総合的に検討してみないといけないので、一つの今提案でございますので、我々もまた可能性があるのかどうかについてはこの後ちょっと検討してみたいと思います。

それから、管理体制は現状の話は先ほども申し上げましたけども、職員が大体は対応できるような状態でありますけども、いざ故障した際に職員で対応できない場合は業者の方からすぐ対応してもらうようにしています。これは、水道は止めるわけにはいきませんので早期に復旧をかけなきゃいけないので、そういうことで業者の力も借りていますし、そして先ほど申し上げられました災害の対応については、既に管工事の業者と災害協定を結んでおりますので、前にお知らせしたと思ってあったんですけども、あるいは建設業協会とも災害に対する協定も合わせて結んでおりますので、いずれ緊急時はそういった皆さん方の力も借りながら、事ある時は早期に復旧をするという体制は整えてございますので、その線に沿って頑張ってみようと思っております。

○議長（須藤正人君） 9番議員、再質問ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 相当詳しく説明していただいたので水道事業については分かりましたが、1点だけ、冒頭、真瀬川の水で育ったということで講釈垂れましたが、今新しくなる設備によってですね、どういうふうな処理方法というのですか、そういうふうな、例えば塩素をどのぐらいを使ってですね、従来今までの何というか供給する水の殺菌方法とかですね、そういうふうなものが変わっていくのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 本当の数字的なものまでは私も理解しておりませんが、いずれ浄化方法については、原水が弱酸性でありますので炭酸ガスで中和をしながら、装置からいくと着水混和槽というのがありますけども、そこで凝集剤とアルカリ剤を注入して前処理ろ過をやります。これが一次ろ過です。その後に急速ろ過機で最終ろ過を行って、その後、塩素とアルカリ剤を注入して配水池に送ると、こういうシステムになっているということです。だから一次ろ過、二次ろ過した後に塩素、先ほどおたくがおっしゃっ

たような塩素等も入れて配水池に送ると。あとは自然流下で流していくと、こういうシステムになっております。

○議長（須藤正人君） 9番議員、再質問ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 専門的なことを言われてもよく分からないですけども、要はですね今までの、今飲んでる水よりも、またこういったいろいろな化学薬品で処理された水になってくるのかどうかということなわけですよ。要は今の水よりあまりいじってほしくねえなということをお願いしてですね、1番目の質問を終わりたいと思います。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） さっきいろいろ言いましたけども、今と同じ方式ですので、これ以上心配するようなものを加えるとかそういうものは一切ありませんので、ご心配なく。

○議長（須藤正人君） 2問目の談合情報に関する対応についての再質問ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 先日もらった対応の資料でですね、時系列で報告をいただきましたけども、まず1点目はですね、設計計画書の縦覧がいつあってですね、8月16日の指名になったのか。その後ですね8月23日に既に秋田魁新報社の方に談合情報があると。8月16日から8月23日の間は、わずか7日間しかないわけですけども、指名をしてから23日のわずか7日間で8,000万円の工事の設計の金額が出るものなのかということ、まず単純に質問したいと思います。

○議長（須藤正人君） 2問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

指名される業者は大概内容を、工事の経験ある業者がほとんどでございますので、規模とかいろんな状況を示せば大体積算できるのは1週間もあればできるというふうに思います。

○議長（須藤正人君） 再質問ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 先ほど私は、特殊工事を指名業者4社とした理由をお尋ねいたしましたわけですけども、途中で私の考えは地元外であればいっぱい入れて安く叩いて工事してもらった方が安上がりになるなというふうな考えでありますけども、町長の答弁によりますと、それをちょっと絞って、経験等入れたからそういうふうなことになったとのことでありますけども、今後もそういうふうな考え方でいくのか。地元でできない工事については、もうちょっと広く業者指名をして執行してもよいのではないかなというふ

うに思うわけですが、その辺はちょっとお聞きしたいと思います。

それとですね、8月28日にその談合の情報があって業者から事情聴取をしたようでもありますけども、入札執行には至っていないのですね、見積内訳書を求めていなかったのかどうか。もし入札して落札する意思があればですね、既に内訳明細書は作られているはずと私は考えるわけです。もし入札する、談合する気持ちがあるのであれば、その明細は作られていないのではないかというふうに考えるわけですが、この事情聴取を行った際にその明細書まで求めたのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず業者選定の関係ですけども、先ほどちょっと答弁の中で申し上げたとおりで、基本的には地元業者がいる場合は地元業者でやっていますけども、いない場合は、その工事の種類、規模、特殊性、完成後のメンテナンス、いろいろ考えながら、町内で対応できる業者がいない場合は能代山本管内、あるいは県内業者というふうに幅を広げていきます。それでもいない場合、できない場合は、秋田県内に支店とか営業所がある大手というふうに段階を経ながら私の方では業者選定をしていますので、今回の場合は県内業者までという範囲で指定したわけでございます。したがって、この後ですね町内以外であれば、もう町内、県内も関係なくということになると、もう大手含めてやる方法もあります。そこら辺については、今回のものを経験しましたので指名審査委員会の中であり方についてまた検討させてみたいなというふうに思っております。

それから、見積入札書というのは現在の段階では、入札時に入札書と一緒に提出をしています。したがって、私どもに出された時点で、その記載されている入札書がちゃんと積算したものと合うような入札金額なのか、その場でチェックをしながらやっていますので、先ほど申し上げたように28日、業者を呼んで話した時に見積もりどうのこうの、そういう話はしてなくて、大体聞く項目は、その談合情報による場合、聞く項目は大体決まっていますので、それに基づきながらチェックをして事情聴取をしたということでもあります。

それから、先ほどですね指名通知したのは8月16日付でやっていますけども、当初の入札の予定は8月26日でしたので、期間は10日ぐらいはあります。

○議長（須藤正人君） 9番議員、再質問ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 今回談合が発覚しなくて良かったわけですけども、今回この仮に落札した場合ですね、落札して後で談合があったという場合、各自治体の例によるとで

すねペナルティーの条項があるわけですよ。例えば違約金、違反、談合が発覚した場合はその工事費の10%とか20%を取るといふような条項を作って付けている、契約している所もあるわけです。その辺のところは八峰町としても談合防止のために今後考えていかないか伺いたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

談合が発覚した場合は、先ほど経過については全部公正取引委員会の方に報告すると同時に、それから町としては業者は指名停止にしますので、この後の入札とかには町の仕事には参加できませんし、町がそういう状態であれば、ほかの方の入札にもたぶん影響するだろうというふうに思います。

○議長（須藤正人君） 9番議員、再質問ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 町ではいろんな形でそういうふうなペナルティーはあるみたいですが、指名停止にはなるとは思いますけども、一旦入札したものを談合情報があった時に撤回できるのかどうかということなわけですよ。もし撤回できなくてですね、それでも工事はやってもらわないと駄目だと。しかも談合はちゃんと発覚してしまったということであれば、それなりにペナルティーはあってしかるべきではないか。いろんな各団体がそういうふうな条項を作ってやっているのでありまして、それを八峰町も取り入れたらいいのではないかなというふうに思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

談合がいつの時点で発覚するかにもよるわけでありますが、例えばもう入札済んで工事に入ってからそういう情報が寄せられる場合とかいろんなケースがありますので、もちろん事前に分かった場合はもう契約解除できますけども、工事に仮に入った後になったとすれば、その進捗状況によって、そこでバンと切った場合に工事がもうできなくなるという状況なども考えられますので、その状況を考えながら契約解除できるものであれば契約解除しながらいくというのが今のやり方です。

○議長（須藤正人君） 9番議員、再質問ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 工事が進んでしまった場合はですね、私は契約解除の場合もあるでしょうけども、むしろそれによって伴う信頼失墜等のペナルティーの違約金をもらった方が、むしろそのまま進んでいくのではないかなというふうに思います。

それとは別に、もう1点だけ最後に私の考え方なわけですが、ヒートポンプを設置することによってですね、その効果をちょっとお聞きしたいと思うわけです。8,000万円ほどの設備を入れるわけですが…でも関連がありますので。どの程度それが効果的にあるのかどうかということをお聞きしたいと思うわけです。これに伴って入札執行をとどまる勇気も期待したいなという部分がちょっとあるわけで、その辺を質問の中にはないのですが許せばお願いしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 休憩いたします。

午前11時30分 休 憩

.....
午前11時31分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず、質問のテーマとは直接これ違うということではありますが、一言だけお話をしていきたいと思います。

いずれ子ども園にこれ設置するというのは、もう前段階で皆さんと議論しながらそれをOKとっているわけですから、今どうのこうのでやめるという状態ではないので、そこら辺はまず理解してもらって。それから今手元には、子ども園自体が今動き出した場合にどの程度の、例えば油に換算すればどのぐらい節約なるとかというデータ、今ちょっと手元にはないですから。ただ、ここの庁舎の例からいきますと年間で油が10kℓ ぐらいは節約なるとい、今までのデータの中から言うとそういうふうな状態ですので、今の地球温暖化、二酸化炭素防止の観点からやっぱり地球にやさしいエネルギーを使ってそういうふうなものを節約をしていくという方向については、これからとる方向だと思いますから、子ども園についてもそういう方向で今頑張って設置をしたいと思っていますので、ご理解を一つお願いしたいと思います。

○議長（須藤正人君） これで9番議員の一般質問を終わります。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 私は、本定例会に以下の3点につきまして一般質問を通告をいたしておりますので、順次質問をしてまいりたいと思います。当局の誠意あるご答弁をよろしく願いをいたします。

それでは、まず第1点目の全国学力・学習状況調査の結果と今後の取組について、千

葉教育長にお答えをいただきたいと存じます。

先般実施されました全国学力・学習状況調査が発表され、本県が少・中学校とも今年もまた全国トップクラスを維持し、平成20年にこのテストが始まって以来6回連続で学力の定着度が高いことを示され、本県教育の実力が再確認される内容となっております。

我が八峰町の結果につきましては、先の全員協議会、あるいは町長の行政報告で縷々説明があったわけでありますけれども、通告をいたしておりますので、重複する部分もあるかもしれませんが今一度ご答弁をお願いしたいと思います。

それと併せて、この結果がどのように分析され、今後の学校教育にどのように反映させていくつもりなのか、教育委員会としての考え方をお伺いをいたします。

次に、第2問目の災害に強いまちづくり対策についてお伺いをいたします。

県内は今夏、局地的な大雨に見舞われ、8月9日には内陸部を中心に集中豪雨がありました。仙北市田沢湖の供養佛集落では土石流が発生し、地区住民6人もの尊い犠牲者を出してしまいました。心からのご冥福を申し上げますとともに、一日も早い復旧を願うものであります。

こうしたことを踏まえ、住民の方々の防災や気象に対する関心は大変高まっているものと判断されます。東日本大震災の被害があまりにも甚大で、これら対策に追われ、ともすれば自然災害への対策が思うに任せないのではと心配されるところであります。とりわけ高い山と海の間位置する集落が多い我が町は、新しく運用された特別警報等が発表されるような大雨、暴風雨、高潮、波浪等々の場合を想定した危険箇所の把握や、情報が住民の方々に周知できる体制にあるのか。また、これら災害に対する町の対応はどうしていくつもりなのかお伺いをいたします。

次に、第3点目のT P P問題に関する町長の基本姿勢についてお伺いをいたします。

これまで多くのT P Pが抱える問題点を指摘しながら、挙げて反対運動を展開してきたにもかかわらず7月23日に正式に交渉参加に踏み切ったことは、極めて残念な結果であると言わざるを得ません。

第19回目の交渉会議が先日ブルネイで行われ、今後は10月のA P E C首脳会議で参加国が基本合意、年内妥結を目指すと言われております。以前とは状況が大きく様変わりをいたしておりますが、町長の基本姿勢、当初と変化が生じていないのか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

以上3点についてよろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（須藤正人君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 皆川鉄也議員の、全国学力調査と今後の取組についてのご質問
にお答えいたします。

皆川議員もご承知のとおり、全国学力調査は、小・中学校の最終学年を対象に43年ぶりに実施され、文部科学省で定めた調査の目的を要約すると、国、教育委員会、学校が学力・学習状況の実態を把握し、それに基づいて教育改革を行い、児童生徒の学習状況を改革することとされており、6回目となる今年は、4月24日に小学校6年生が国語と算数、中学校3年生が国語と数学で実施され、去る8月27日、文部科学省からその状況が発表されました。

今年も秋田県が全国トップクラスと報道されたことは、各種報道や皆川議員がおっしゃるとおりであります。

さて、ご質問の我が町の状況について申し上げますと、学校によっては多少の差違はあるものの、平均して全国はもちろん、トップクラスの秋田県の平均正答率を超える成績でありました。これまで同様、我が町の児童生徒の学力は安定した状況にあることをお知らせして、報告に代えさせていただきます。

次に、その結果内容を踏まえて今後の学校教育にどう反映していくかではありますが、町内小・中学校の校長先生からは、調査の結果を分析して明らかになった課題を、対象児童生徒だけでなく学校全体の課題として教職員で共通理解を図り、それぞれの学校の実情に合わせて課題解決のための改善策を出し合い、「すぐに改善していけるもの」、「いかなければならないもの」、「次年度の研修等に組み込んでいくもの」等に分けて実践していく、さらに保護者に対しては、学力テストや学習状況調査の結果から見えてくる傾向や生活習慣等をまとめてPTA等で紹介して、必要な協力を仰いでいきたいと報告を受けております。

私も常に機会あるごとに、学校側には児童生徒一人一人の状態が違うわけありますので、学力の点数だけを上げるのではなく、一人一人の実情をしっかりとつかんで、そしてしっかりと寄り添っていただき、「どこでつまづいているのか」、「どこが分かっているのか」、それに対してしっかりと手立てを尽くすことによって、児童生徒が学習の分かる喜びを味わい、そのことが次への努力、頑張りに繋がる、この積み重ねを日々実行してほしいとお願いしているところであります。

このような学校側の取組はもちろんでありますが、町や議会、そして地域の皆様の学校運営、学校教育に対するご理解をいただき様々な協力をいただいているからこそ、八峰町の児童生徒が、調査実施以来、安定した状況を保ち、さらに学校自体も落ち着いて先生方との信頼関係を構築されて、現在安定した教育活動を進めておるところであります。今後とも学力テスト並びに学習状況調査を踏まえて、児童生徒の一人一人の健やかな成長、学力の向上等に向けて取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 私の方からは、災害に強い町づくり対策についてお答えをいたします。

皆川議員がおっしゃるとおり、8月9日の豪雨により、県内の内陸部、特に仙北市や大館市、鹿角市、藤里町などで大きな被害が発生しました。仙北市では土石流により6名の方が亡くなっておられます。

この日は、当町にも100mmを超える大雨が降る予報が出て、県から土砂災害警戒情報が発表された旨連絡を受け、町内を巡回し、急傾斜地や土石流危険箇所の点検を行っております。幸い1時間当たり10mm程度の降雨で済み、被害もなかったものであります。

危険箇所については、町の地域防災計画に、急傾斜地崩落危険箇所68箇所、地すべり災害危険箇所8箇所、崩壊土石流危険地区115箇所、土石流危険溪流21箇所、山腹崩壊危険地区27箇所など災害危険区域に関する指定資料を掲載し、また図面も作成して危険箇所の把握をしているところであり、県と合同で危険箇所のパトロールも実施して現状把握に努めているところであります。

「情報が町民に十分周知徹底されているか」ということでありますが、県では急傾斜地崩落危険地域や崩壊土石流危険地域などの指定の際に、地域住民を対象に説明会を開催し同意を得た上で地域指定を行っておりますので、関係住民は十分認識しております。また、安全対策工事施工後は、指定危険名や地区名などが記載された看板が設置されますので、関係住民は十分認識していると思っております。

また、県と合同で既存のマップなどを利用しながら危険箇所の周知を検討しており、さらに県では看板設置についても、住民の意見を聞き、合意が得られた箇所に看板を設置するよう検討しているところであります。

ただ、最近の豪雨は局地的に短時間に大量の雨が降る傾向にあるため、危険箇所指定されていない場所でも被害が出る可能性があり、県の指導も受けながら、さらに危険箇所の把握に努め、このような情報も含めて自治会の集会等に合わせて説明するなど、周知に努めてまいりたいと考えております。

これからの災害に対する町の考え方についてであります。豪雨災害などに対処するためには、事前の情報収集や情報把握が重要であると考えております。現在は気象庁や県から、いち早く町や町の担当者に連絡が来るシステムになっており、この情報を基に、そしてこれに加えてテレビやインターネットから逐次情報を得ながら対策を取っているところであります。

気象庁や県から情報を受けた場合、現地確認のため町内を巡回して、危険箇所や河川の氾濫の危険性などの状況を確認した上で、避難勧告や避難指示を発令することにしております。避難勧告や避難指示は防災無線で放送し、広報車でも巡回しながら町民に呼びかけることにしております。いずれにしても、正確な情報をいち早く町民に伝えるよう努めてまいります。

また、気象庁は8月30日から「特別警報」の運用を開始しております。これは、数十年に一度しかないような大雨などが予想された場合発表されることになっておりますが、特別警報が発表された場合は「直ちに命を守る行動をとる」必要があるため、この際はすぐに防災無線で町民に知らせることにしております。

なお、このような際の避難場所については、平成22年1月に全世帯に配布した「保存版防災マニュアル」に記載し周知済みであります。

また、平成25年度土砂災害全国統一防災訓練を6月2日に大久保岱地区において、地区住民や国、県、町、八森・峰浜駐在所、八峰消防署、八峰消防団など約50名が参加して、情報の伝達や住民の避難訓練、消防団による被災箇所の応急対策訓練を実施しております。

地域住民の避難終了後、土砂災害の前兆現象や避難方法などの土砂災害による学習会を行い、大変有意義な避難訓練になりました。

今後も、様々な方法により災害情報を迅速・正確に収集・把握し町民に伝えるとともに、避難勧告など適切な指示を速やかに発令し、避難訓練を実施するなど町民の安全確保に努めてまいります。

次に、T P P問題に対する基本姿勢についてお答えいたします。

平成22年12月議会定例会において皆川議員は、「菅首相は突如としてT P Pへ参加を検討することを表明。足腰の強い農業や食料自給率向上対策を目指す具体的戦略が示されないままでは到底認めがたい問題だが、町長の考えはどうか」と、一般質問がありました。その時私は、「全く同感であります」と回答した記憶がありますが、今現在もその基本姿勢に何ら変わりはありません。

ご承知のとおり、日本政府は7月23日、マレーシアで開催された第18回交渉会合に合流し、正式に交渉に参加しました。しかし、日本に課せられた守秘義務を理由に政府は協定の条文案や交渉内容など一切の情報を開示しないため、国民が内容を議論することも判断することもできない状況となっております。

また、8月22日から31日までブルネイで開催された第19回交渉会合では、農産物関税を含む市場参入分野で9か国と個別協議したほか、関税撤廃・削減など品目ごとの扱いを示す提案は6か国と交換したものの、日本はより高水準な自由化が求められていると報じられています。日本政府が「聖域」とする重要5品目である「米、大麦・小麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味作物」の全てを関税撤廃対象から除外するのは「至難の業」であるとも言われております。

T P P交渉をめぐる今後の日程は、今月中に主席交渉官の会合をアメリカで開催した後、10月にはA P E C閣僚会議、首脳会議に合わせ、T P P閣僚会合、首脳会合を開催し、大筋の合意を目指し、年内妥結を目標としているようであります。

T P P交渉は今後、5品目を確保できるかどうかの重大局面を迎えることになり、この状況に注視していかなければならないと今は考えている状況でございます。

○議長（須藤正人君） 休憩いたします。午後1時再開いたします。

午前11時51分 休 憩

午後0時58分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

7番議員、1問目の全国学力テストの結果についての今後の取組についての再質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 先ほど教育長から、何回も全協の冒頭、あるいは町長の行政報告、さらにはまた詳しくご答弁をいただいたわけで、取り立てて云々はないわけでありませうけれども、やはりどうしても児童生徒数が少ないというような現状を鑑みますと、やはり

都会とまではいきませんが人数の多い学校に比較した場合、どうしても何か遠慮がちと
いいですか積極性が少し足りないのではないかなという気がするわけでありませ
ども、やはりこれからの社会、いろいろと経験が大変重要になってくるんじゃないかな
という気がするわけでありませ。テストの結果がいいとか悪いとかではなくて、子ども
たちにはたくましく生き抜く力を身につけてほしいと願う親が大多数だろうと思
うわけでありませ。ですので、教育委員会でいろいろと施策を展開しながら、特
にICTの環境整備、あるいはいろんな形でのフォーラム等も計画されておるよう
で、こういったいろいろの教育委員会の施策の展開と今回のテストの結果を
です、いろいろ分析しながら、この後の児童生徒の教育にどう結びつけてい
くかというのが私は教育委員会の大きな課題じゃないかなと思っ
ているわけでありませ。やはり今、学校再編の会議の方も組織を
されましたし、これからまた本町の学校のあり方について縷々
討論する機会もあるわけでありませども、それらも踏まえながら
です今一度、今回の学力調査の結果はこれで立派でありませ
し、これに越したことはないわけでありませども、今申し上げ
たように子どもたちがたくましく生き抜く力を身につけてい
くというようなことと学力の併用をです、どう組み合わせながら
学校教育に取り組んでいくのか、教育長の具体的な考え方を
です今一度お聞かせいただければと思っますので、よろしく
お願いをいたします。

○議長（須藤正人君） 1 問目の再質問に対し、当局の答弁を求めませ。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 皆川議員のご質問にお答えいたします。

まさしくそのとおりでありませして、私も全協の時にちょっとお話し
ませたけども、やっぱり教育本来の目的というのがありませして、それは
やはり見失うことは絶対できないわけでありませるので、学校で学んだ
知識を生かして自分の進む道を自分で切り開けると、そういう子ども
を養っていくのが我々の本来の目的ではないかなと思っ
ております。そのためにやはり議会の皆様方のお力等をいただきながら、
様々な、ほかでやってないような事業を教育委員会ではたくさん
やっております。そういうこともありませして、今のところ本当に
我が町の子どもたちは元気がいいわけでありませども、心許さず、
これからもそのことを頭に入れて頑張っていきたいと思っ
ております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） 7 番議員、再質問ありませせんか。7 番皆川鉄也君。

○7 番（皆川鉄也君） 今、教育長の意気込みを聞かせていただいたわけ
ありませますが、

やはりこれから今、先ほど申し上げた学校再編のことも踏まえながらですね、やはり本町に見合った教育のあり方というのは当然あるわけでありますから、そこら付近をですね見失うことなくですね、今現状を維持しながらますます健康で明日も学校に行きたいというような、子どもたちが楽しんで学校に行けるような、そんな学校運営を目指していただければなという具合に思いますので、特段のご努力をお願いいたしまして1問目の質問を終わります。

○議長（須藤正人君） 7番議員、2問目の災害に強い町づくりについての再質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 先ほど、これもまた町長から縷々ご説明をいただきました。ただ私を取り立てて心配をするのはですね、私どもあまり峰浜地区にこういった場所がないのでちょっとあれなんですけど、特に町長のお膝元であります岩館地区なんか私どもから考えますと、ああいったところに今回の特別警報とかというようなああいった、たぐいまれな雨とかがあった場合に果たしてどう対応するんだろうかなと。ほら雨降った、水が出た、逃げる場所どこに、後ろは海であります。どこへ逃げるんだろうかなと。避難場所というのも決めがたいと思うんですけども、そこら付近、住民の方々大変、町長さっき看板とかそういったのを設置してあるから分かるだろうとは言うておりますが、今回の田沢湖の例を見ますと、自分たちのあそこが危険区域であったのを知らなかったというような情報が今回のテレビで報道されております。やはり急傾斜地たくさんあるわけでありますから、岩館のみならず小入川とか滝の間、あそこら付近も今の子ども園の建設用地も含めてですが、あのような本当未曾有の大雨等や自然災害が発生しますと、町でどう対応すればよいのなかなか苦慮すると思うんですけども、そこいら付近を詳しくできればお答えをいただければなと思うんであります。今、津波の方のハザードマップとかそういったものはお作りで、それぞれの家庭にもお配りされておるようでありますけども、そういった際ですね、防災無線もありますけども、いざそれといった時に果たして防災無線だけで対応しきれるかですね、そこら付近です。今までなかったというような安心感も当然地域住民の方にはあるわけでありますから、そこいら付近が一番の心配じゃないだろうかなと思うんです、そこいら付近ですね緊急の災害に備えた町の対応をですね、もう一度お聞かせをいただきたいという具合に思います。

○議長（須藤正人君） 2問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。